

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

旭川国民年金 事案542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年6月まで
② 昭和63年2月から同年3月まで

申立期間①及び②については、父親が、A市役所で父親の分と私の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

年度は不明であるが、国民年金保険料の納付方法を口座振替に変更した際に、A市役所の窓口で保険料の未納は無い旨の説明を受けており、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立人の父親が、A市役所で自身の分と申立人の分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しており、オンライン記録から、申立期間①の父親の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人に係る処理経過欄から、申立人が昭和56年11月18日にはB区に住んでいたことを示す記載「56. 11. 18住確 国年（B区）」が確認でき、同区が保管している申立人の年度別納付状況リストでは、申立期間を含む昭和57年度及び58年度の国民年金保険料は未納となっている上、A市に転居する前に住所があったC市には、国民年金被保険者名簿は無く、申立人が住んでいた住所地で保険料を納付した形跡は確認できない。

また、申立人の住民票から、申立人がA市の住民となった日は、昭和59年9月30日であることが確認できることから、申立人が申立期間①当時に

はA市に住んでいなかったと考えられ、申立人の父親がA市役所で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

一方、オンライン記録から、申立人は、申立期間①以降、申立期間②を除き、国民年金保険料の未納が無く、申立期間②を含む昭和62年度及び平成4年度を除き、昭和59年度から平成22年度まで、1年分の保険料をまとめて納付している上、申立期間①直後の昭和58年7月から60年3月までの保険料は、同年10月1日に過年度納付をしていることが確認できることから、申立人の父親が申立期間②の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年9月まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間における国民年金保険料が返されているとのことだが、保険料を返してもらったことは無く、返してもらう理由も思いつかない。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の所持する国民年金手帳から、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和37年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失している上、申立期間の保険料である3,000円が42年11月22日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年8月までの期間については、厚生年金保険などほかの公的年金に加入していない上、ほかの公的年金に加入している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、当該期間は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和39年9月については、オンライン記録から、申立人が同年9月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は還付すべき期間となることから、当該期間の保険料を還付したことに不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案 570～576（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年3月17日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった給与計算書又は年末賞与計算書から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、当該計算書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 7 件（別添一覧表参照）

旭川国民年金 事案544

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月、56年4月、57年3月、58年3月から同年5月までの期間、59年6月から同年7月までの期間及び60年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月
② 昭和56年4月
③ 昭和57年3月
④ 昭和58年3月から同年5月まで
⑤ 昭和59年6月から同年7月まで
⑥ 昭和60年6月から同年7月まで

申立期間当時、季節的に勤務していたA市役所で、離職時に事務担当者から、「再雇用されるまでは必ず国民年金保険料を払っておくように。」と言われ、納付書を渡されたので、国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時に納付した国民年金保険料は月額1万6,000円前後だったと記憶しており、平成元年に妻の国民年金の手続をした時に、自分の年金記録も確認してもらったが、何も問題は無かったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の事務担当者から、離職時に国民年金保険料の納付書を渡され、保険料を納付していたと主張しているが、A市では、「国民年金や国民健康保険の手続は、あくまでも本人が行うべきものであり、役所が本人に代わって手続を行い、納付書を渡すということは考えられない。」と回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録から、申立期間は国民年金の未加入期間となって

いることが確認でき、申立人に国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に納付した国民年金保険料は月額1万6,000円前後だったと主張しているが、申立期間における実際の保険料額とは一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案545

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年3月まで
国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、私が入籍して間もない昭和57年10月頃に義父がしてくれた。
義父からは、申立期間の国民年金保険料は、自宅に来たA町の職員に、20歳からの未納だった保険料全額を一括納付してくれた旨聞いているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年10月頃に、義父が、A町職員に、20歳からの未納だった国民年金保険料全額を一括納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、58年9月9日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効に該当しない期間の国民年金保険料については、過年度保険料として納付することはできたものの、申立人の義父が納付したとするA町では、現年度保険料しか収納できず、過年度保険料は納付することができないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は、既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

A株式会社B支店には、C担当として勤務していた。正社員だったか季節雇用かは覚えていないが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の加入記録（昭和 55 年 5 月 2 日取得から同年 12 月 9 日離職まで）から、申立期間のうち、雇用保険の加入期間において、申立人がA株式会社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人を覚えていた同僚 6 人からは、「申立人は臨時社員だった。」との回答が得られた上、申立期間当時の社内新聞によると、昭和 56 年度の新入社員の紹介で申立人の写真が掲載されており、申立人の経歴に 52 年からA株式会社B支店に臨時社員として勤務した旨記載されており、その後、雇用形態に変更があったとの証言等は得られていないことから、申立期間当時、申立人は臨時社員として勤務していたものと考えられるところ、同社同支店において、申立期間に社会保険事務手を担当していた者は既に亡くなっているものの、55 年 3 月まで社会保険事務手を担当していた者は、「基本的に臨時社員は日雇健康保険に加入していたので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、複数の同僚からは、申立期間当時、臨時社員は 10 人から 30 人ほど在籍していたとの回答が得られたところ、当該期間において、厚生年金保険の加入記録及び同僚の証言から臨時社員と見受けられる者は 4 人ほどである上、当時、臨時社員として勤務していた同僚からは、「申立人のことは覚えていないが、私は人夫頭として勤務していたので厚生年金保険に加入していたが、一般

の臨時社員は厚生年金保険には加入していなかった。」との回答が得られたことを踏まえると、臨時社員の中でも人夫頭（班長）など一定の要件に該当する者は厚生年金保険に加入していたが、申立人は一般の臨時社員であったため、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に臨時社員でC担当をしていたとの情報が得られた6人のうち、3人の雇用保険の加入記録は確認できるものの、申立期間において6人全員の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、「昭和57年か58年にD町に在住していた当時、役場から自分の年金記録についてのコンピューター記録が送付されてきて、その時は申立期間に厚生年金保険に加入していることになっていたと記憶している。」と主張しているところ、D町役場は、「平成4年に年金記録の電算化が行われたが、役場から厚生年金保険の記録を通知することは無い。」と回答している。

一方、申立人は昭和53年7月1日から同年12月25日までの期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録があり、同年に資格取得している者は申立人を含めて3人確認できるところ、申立人以外の二人については、厚生年金保険の加入記録から通年雇用者であると考えられる上、当該期間に臨時社員として勤務していたと見受けられる者で厚生年金保険に加入している者は申立人のほかに確認できないことから、申立人が当該期間に厚生年金保険に加入していた事情は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年8月1日まで
株式会社Aには、アルバイト情報誌を見て面接を受けて採用になった。給与明細書に、厚生年金保険料の記載があったと思う。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成8年4月1日取得から同年7月31日離職まで）では、B株式会社（商業登記簿謄本により、申立事業所と代表取締役及び所在地が同一であることを確認できる。）で加入している記録となっているものの、複数の同僚の証言等から、申立人は、申立期間において株式会社AにC担当として勤務していたことは認められる。

しかしながら、同職種の同僚で雇用保険の加入記録が確認できた5人のうち厚生年金保険の加入記録が確認できる3人は、厚生年金保険の資格取得日と同日にB株式会社から株式会社Aに雇用保険の加入事業所が変更しているところ、このうち二人は、「C担当の資格を取得するまでは厚生年金保険に加入させてもらえないため、国民年金に加入していた。資格を取得するまでには4か月の研修期間があった。」、「申立人と一緒にC担当として勤務したが、研修期間があり、その期間については厚生年金保険料を引かれていたことは無いと思う。」と回答しており、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入している記録となっている。

また、前述の同僚5人のうち残りの二人については、厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立人と同日にB株式会社において雇用保険の資格を取得しているところ、このうち一人は「平成8年4月1日から同年5月31日頃まで申立人と一緒に株式会社AでC担当として勤務したが、この期間に厚生年金保険

の加入記録は無い。」と回答しており、厚生年金保険に未加入となっている期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

これらを踏まえれば、株式会社Aでは、C担当の資格を取得するための研修期間があり、入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、株式会社Aは、「申立人の雇用形態については、社内に残っていたパソコンデータの一部から正社員と思われるが、当時の社会保険担当者については不明であり、現在保管されている平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者に係る資格取得確認通知書には申立人の氏名は確認できない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 31 日から平成元年 2 月 1 日まで
② 平成 2 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間はA株式会社で継続して勤務していたが、年金事務所から、同社は、申立期間において厚生年金保険の未適用事業所となっているため、厚生年金保険の加入期間とは認められないとの回答があった。しかし、自分の給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたことを確認していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和 62 年 1 月 5 日取得から平成 2 年 5 月 25 日離職まで）から、申立人は、申立期間①においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A株式会社は、昭和 62 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度、平成元年 2 月 1 日から適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 62 年 10 月 31 日から健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚についても、そのほとんどが申立人と同様に健康保険の任意継続被保険者となっている。

さらに、支給年の記載は無いが「12 月分」と記載された申立期間①に係る給与明細書が同僚から提出されたが、併せて提出された昭和 63 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額は、当該給与明細書の健康保険料と厚生年金保険料の控除額を合計した 12 か月分の金額よりも少な

いことから、この給与明細書を申立期間①当時の63年12月分の給与明細書とは確認できない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②のうち、平成2年5月25日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A株式会社は、平成2年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録において、A株式会社が適用事業所ではなくなった平成2年1月31日に健康保険の任意継続被保険者となっている同僚が複数確認できる。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録では、A株式会社とは別の事業所において、申立期間②の一部を含む平成2年6月1日取得から4年8月27日離職までの期間に加入している記録となっている。

また、A株式会社の代表取締役は既に死亡しており、両申立期間当時に同社の会計業務を委託されていた会計事務所を引き継いだ税理士事務所からも、「当時の資料は引き継いでいない。」との回答を得ていることから、両申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認できないが、同僚二人からは、事業主から経営不振のため厚生年金保険に加入できなくなる旨を聞いたとの証言を得ている上、この二人を含む同僚3人については、雇用保険の加入記録から両申立期間当時も勤務していたものと認められるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 4 日まで

株式会社Aには、中学を卒業した昭和 41 年 3 月末頃から 44 年 12 月 9 日まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が 43 年 3 月 4 日からしか無いことに納得できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が名前を記憶している同期入社で同職種の同僚3人のうち一人は、申立人の資格取得日（昭和 43 年 3 月 4 日）と同日に資格取得しており、他の二人については同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日となっている同僚は、「株式会社Aには、昭和 41 年 3 月に中学を卒業後すぐに勤務した。」と証言している上、申立人のことを中学新卒者として記憶していた複数の先輩の同僚は、「厚生年金保険の資格取得日より前から株式会社Aに勤務していた。」と証言しており、株式会社Aにおいては、従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認できる。

さらに、前述の複数の同僚及び厚生年金保険の加入記録の無い同期入社で同職種の同僚の一人からは、厚生年金保険の資格取得日より前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言及び控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は得られていない。

加えて、株式会社Aは昭和44年12月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は居所不明のため申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。